直接に		住所地区長
住所地市町村長		住所地市長
住所地市町村長が		住所地区長が
当該住所地市町村長		当該区の属する市の市長

第四十四条第二項の表第十六条第二項の項の次に次のように加える。

第十八条の三第一項	直接に	住所地区長
	住所地市町村長	住所地市長

（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行令の一部改正）

第四条　電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行令（平成十五年政令第四百八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「及び法第三条の二第二項」を「並びに法第三条の二第二項及び第三条の三第二項」に改める。

第一条の二の見出し中「の市町村長」の下に「及び出入国在留管理庁長官」を加え、同条中「第三条第十項」の下に「及び第三条の三第二項」を加え、「同条第三項」を「法第三条第三項」に改め、「同条第十項」の下に「及び法第三条の三第二項」を加え、「同条第二項」を「法第三条第二項」に改める。

第二条中「同条第十項」の下に「及び法第三条の三第二項」を加える。

第二条の二第一項中「同条第十項」の下に「及び法第三条の三第二項」を加え、同条第二項中「第三条第十項」の下に「及び第三条の三第二項」を加え、「同条第三項」を「法第三条第三項」に改める。

第二条の三第一項中「同条第十項」の下に「及び法第三条の三第二項」を加え、同条第二項中「第三条第十項」の下に「及び第三条の三第二項」を加え、「同条第三項」を「法第三条第三項」に改める。

第十七条中「及び法第二十二条の二第二項」を「並びに法第二十二条の二第二項及び第二十二条の三第二項」に改める。

第十七条の二の見出し中「の市町村長」の下に「及び出入国在留管理庁長官」を加え、同条中「第二十二条第十項」の下に「及び第二十二条の三第二項」を加え、「同条第三項」を「法第二十二条第三項」に改め、「同条第十項」の下に「及び法第二十二条の三第二項」を加え、「同条第二項」を「法第二十二条第二項」に改める。

第十八条中「同条第十項」の下に「及び法第二十二条の三第二項」を加える。

第十八条の二第一項中「同条第十項」の下に「及び法第二十二条の三第二項」を加え、同条第二項中「第二十二条第十項」の下に「及び第二十二条の三第二項」を加え、「同条第三項」を「法第二十二条第三項」に改める。

第十八条の三第一項中「同条第十項」の下に「及び法第二十二条の三第二項」を加え、同条第二項中「第二十二条第十項」の下に「及び第二十二条の三第二項」を加え、「同条第三項」を「法第二十二条第三項」に改める。

第三十四条の表中「及び同条第十項において準用する同条第二項」を「並びに同条第十項及び第三条の三第二項において準用する第三条第二項」に、「第二十二条第十項において準用する第二十二条第二項」を「第二十二条第十項及び第二十二条の三第二項において準用する第二十二条第二項」に、「及び」を「」並びに」に改める。

第二章　経過措置

（出入国管理及び難民認定法の一部改正に伴う経過措置）

第五条　次に掲げる場合には、出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）第一条の規定による改正後の出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号。以下「新入管法」という。）第十九条の十五の二第十二項の規定にかかわらず、手数料を納付することを要しない。

一　改正法の施行の日（以下「施行日」という。）前に交付された在留カードを所持する中長期在留者が、新入管法第十九条の十五の二第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定による申請又は同条第二項の規定による申請若しくは当該申請に併せてされた同条第三項の規定による申出に基づき同条第五項から第七項までの規定により特定在留カードの交付を受けるとき。

二　施行日前に交付された在留カードを所持する中長期在留者であって、新入管法第十九条の十五の二第一項の規定による申請を行ったものが、同条第八項の規定により特定在留カードを交付されず、当該申請に係る同条第一項第一号又は第二号に掲げる届出又は申請に係る在留カードの交付を受けた場合において、同項（第一号に係る部分（出入国管理及び難民認定法（以下「入管法」という。）第十九条の十三第一項後段の規定による申請に係る部分に限る。）に限る。）の規定による申請（当該在留カードの交付の日において行うものに限る。）に基づき新入管法第十九条の十五の二第五項の規定により特定在留カードの交付を受けるとき。

三　施行日前に入管法第十九条の十一第一項の規定による届出又は改正法第一条の規定による改正前の入管法第十九条の十一第一項若しくは入管法第十九条の十三第一項若しくは第三項の規定による申請、入管法第二十条第二項の規定による申請（引き続き中長期在留者に該当する在留資格の変更（これに伴う在留期間の変更を含む。）に係る申請に限る。）若しくは入管法第二十一条第二項若しくは第二十二条第一項の規定による申請を行った中長期在留者が、施行日後に当該届出又は申請に係る在留カードの交付を受けた場合において、新入管法第十九条の十五の二第一項（第一号に係る部分（入管法第十九条の十三第一項後段の規定による申請に係る部分に限る。）に限る。）の規定による申請（当該在留カードの交付の日において行うものに限る。）に基づき新入管法第十九条の十五の二第五項の規定により特定在留カードの交付を受けるとき。

（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部改正に伴う経過措置）

第六条　次に掲げる場合には、改正法第二条の規定による改正後の日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号。以下「新入管特例法」という。）第十六条の二第十六項の規定にかかわらず、手数料を納付することを要しない。

一　施行日前に交付された特別永住者証明書（出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成二十一年法律第七十九号）附則第二十八条第一項の規定により特別永住者証明書とみなされる同法第四条の規定による廃止前の外国人登録法（昭和二十七年法律第百二十五号）に規定する外国人登録証明書（以下「みなし特別永住者証明書」という。）を含む。）を所持する特別永住者が、新入管特例法第十六条の二第一項若しくは第二項（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（以下「入管特例法」という。）第十条第五項の規定により同条第二項の規定による届出とみなされる同条第五項の届出に係る部分に限る。）の規定による申請又は当該申請に併せてされた新入管特例法第十六条の二第四項の規定による申出に基づき同条第六項、第七項又は第九項の規定により特定特別永住者証明書の交付を受けるとき。

二　施行日前に交付された特別永住者証明書（みなし特別永住者証明書を含む。）を所持する特別永住者であって、新入管特例法第十六条の二第一項の規定による申請を行ったものが、同条第十項の規定により特定特別永住者証明書を交付されず、当該申請に係る入管特例法第十一条第一項の規定による届出又は新入管特例法第十二条第一項若しくは入管特例法第十四条第一項若しくは第三項の規定による申請に係る特別永住者証明書の交付を受けた場合において、新入管特例法第十六条の二第一項（入管特例法第十四条第一項後段の規定による申請に係る部分に限る。）の規定による申請（当該特別永住者証明書の交付の日において行うものに限る。）又は当該申請に併せてされた新入管特例法第十六条の二第四項の規定による申出に基づき同条第六項の規定により特定特別永住者証明書の交付を受けるとき。